

小規模特認校制度（案）について

1 小規模特認校制度とは

「小規模特認校制度」は、学校選択制※の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。

このような環境での教育を保護者や児童が希望する場合は、一定の条件のもと通学区域外からの児童の入学を認める制度です。

2 小規模特認校制度を導入する目的

- (1) 多様な教育活動を行うことにより、小規模校の児童数の安定化を目指す。
- (2) 「特色ある教育活動」を推進することによって、小規模校のよさを最大限に活かし児童、保護者の希望に沿うことができるようにする。

3 実施内容

(1) 特色ある教育活動の推進についての基本的な考え方

- 現在の教育活動をベースに発展的に考える。
- 小規模校のメリットを最大限活かすようにする。
(メリット：少人数指導、豊かな教育環境、地域との連携)
- 小規模校のデメリットを最小限化する。
(デメリット：人間関係が固定化しがち、多様な意見に触れる機会が少ない、競争意識の不足等)

(2) 特色ある教育活動について

- 地区の環境のよさを活かした教育活動
 - ・ ふるさとの環境（自然、伝統等）を活かした活動
(農業科の充実、会津大仏等地域資源の活用)
- **国際理解教育の充実と情報教育（ICT）の充実**
 - ・ **英語教育の充実**
(ALT、専門講師（教員）の活用、英語検定の推奨による使える英語の習得)
 - ・ **外国の日常生活の様子学習（友好都市との交流）**
 - ・ **ICTの効果的な活用による情報活用能力（コミュニケーション力、表現力等）の育成**
 - ・ **他校との交流（合同授業も含む）**
(交流ツール、学習ツールとしての活用)

- 個に応じた指導の充実

(3) 放課後活動の実施

- 地域、保護者、関係機関と連携した取り組み

4 就学の条件等

【対象児童等】

- ・保護者、児童が喜多方市に居住していること。
- ・対象児童は、市内全域、全学年を対象とすること。
- ・児童が、心身ともに健康で通学が可能であること。
- ・保護者が、小規模特認校の教育活動等に賛同し、積極的に参加、協力できること。
- ・保護者が、安全な交通手段により、児童を通学させることができ、通学に必要な経費を負担できる者であること。

【就学時期及び就学期間】

- ・小規模特認校に就学する時期は、毎年4月1日とすること。
- ・小規模特認校に就学する児童は、卒業するまで就学するものとする。

【面談】

小規模特認校への就学を希望する保護者、児童は事前に小規模特認校の教育活動を見学し、小規模特認校長の面談を受けること。

【申請】

小規模特認校への就学を希望する保護者、児童は喜多方市教育委員会に申請をすること。

【中学校入学】

小規模特認校に就学の承認を受けた児童が、中学校に入学する際、希望する場合は、在学する小規模特認校学区の中学校に入学できるものとする。

【その他】

- ・小規模特認校制度の導入時期は、令和4年4月1日からとすること。
- ・令和4年度から数年間、小規模特認校を導入した上で、その後の上三宮小学校のあり方について検討すること。

※ 学校選択制における小規模特認校制度の位置づけ

小規模特認校制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日）の通知以降に導入された「学校選択制」（自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制の5種類）の一形態である「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられている制度です。

自由選択制	当該市町村の全てのうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの